

函館市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要領

(趣旨)

第1条 市が実施する定期の肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の予防接種（以下「予防接種」という。）については、函館市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、この要領によるものとする。

(実施期間)

第2条 予防接種の実施期間は、毎年度8月1日から3月31日までとする。

(長期療養者の接種機会の確保)

第3条 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第2項に規定する長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等特別の事情により予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、当該定期接種の対象者とする。なお、当該特別の事情については、医師の診断書等により総合的に判断し、当該者に予防接種を行った場合は速やかに厚生労働省に報告するものとする。

(被接種者の費用負担)

第4条 要綱第7条第1項に規定する一部負担金は4千円とする。

(一部負担金免除世帯)

第5条 要綱第7条第2項に規定する市民税非課税世帯は、当該実施年度市民税非課税世帯とする。

(一部負担金の免除)

第6条 要綱第7条第3項に規定する書面は、当該実施年度介護保険料決定通知書（介護保険料変更通知書）もしくは介護保険料特別徴収額決定通知書（介護保険料特別徴収額変更通知書）のうち第1・第2・第3段階のいずれかの表記のあるもの、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証で有効期限内のもの、または高齢者肺炎球菌感染症予防接種自己負担免除券（以下「免除券」という。）（様式1）とす

る。

(免除券の申請)

第7条 免除券の交付を受けようとするときは、高齢者肺炎球菌感染症予防接種自己負担免除券交付申請書(様式2-1)および同意書(様式2-2)により、市長に申請しなければならない。

(免除券の交付)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、免除券の交付が適当と判断した場合は、対象者に免除券を交付するものとする。なお、対象外と判断した場合は、理由を付して審査結果(様式3)を申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。